第四十三条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）の項の次に次のように加える。

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）	第十九条の七第一項及び第二項（第十九条の八第二項及び第十九条の九第二項において準用する場合を含む。）、第十九条の八第一項並びに第十九条の九第一項の規定により市町村が処理することとされている事務

別表第一外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）の項を削り、同表日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）の項を次のように改める。

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）	第四条第三項及び第四項、第六条第一項、第七条第二項、第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、同条第二項及び第三項（これらの規定を第十二条第三項、第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項及び第二項、第十三条第一項、第十四条第一項及び第三項並びに第十六条第三項の規定により市町村が処理することとされている事務

別表第一外国人登録法の一部を改正する法律（平成四年法律第六十六号）の項及び外国人登録法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百三十四号）の項を削り、同表出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の項中「附則第二十七条第一項」を「附則第十七条第一項、同条第二項及び附則第十八条第二項において準用する出入国管理及び難民認定法第十九条の七第二項、附則第十八条第一項、第二十七条第一項及び第五項、第二十八条第三項及び第四項、第二十九条第一項及び第三項並びに第三十条第一項、同条第二項及び附則第三十一条第二項において準用する日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十条第三項並びに附則第三十一条第一項及び第三十三条」に改める。

（職業安定法等の一部改正）

第四十四条　次に掲げる法律の規定中「第七十三条の二第一項」を「第七十三条の二」に改める。

一　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条第一号

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四条第一項第二号ル

三　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第五十六条第一号

四　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第十三条第一号及び第四号イ並びに第三十二条第一号

五　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第六条第一号

六　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）別表第二第十五号

第四十五条　次に掲げる法律の規定中「第七十三条の二」を「第七十三条の二第一項」に改める。

一　職業安定法第三十二条第一号

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四条第一項第二号ル

三　船員職業安定法第五十六条第一号

四　建設労働者の雇用の改善等に関する法律第十三条第一号及び第四号イ並びに第三十二条第一号

五　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第六条第一号

（地方財政法の一部改正）

第四十六条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条の四中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

（弁護士法の一部改正）

第四十七条　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「第四条第三十六号」を「第四条第三十五号」に、「第三十八号」を「第三十七号」に改める。

（地方財政法の一部改正）

第四十八条　地方財政法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第十条の四第八号」を「第十条の四第七号」に改める。

（銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正）

第四十九条　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項を次のように改める。

4　許可を受けた者が死亡したことにより許可が失効したときは、第二項の規定にかかわらず、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第八十七条第一項の規定により死亡の届出をしなければならない者は（当該死亡した者が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下この項において「入管特例法」という。）に定める特別永住者である場合において、当該死亡について戸籍法第八十六条第一項の規定の適用がないときは、それぞれ出入国管理及び難民認定法第十九条の十五第四項又は入管特例法第十六条第五項の規定により当該死亡した中長期在留者の在留カード又は当該死亡した特別永住者の特別永住者証明書を返納しなければならない者（当該中長期在留者又は特別永住者の同居者に限る。）が、当該死亡の日における次の各号の順位により、当該死亡の事実を知つた日から起算して十日以内に、許可証を返納しなければならない。

一　同居の親族

二　その他の同居者

第八条第七項中「死亡届出義務者等」を「第四項の規定により許可証を返納しなければならない者」に改める。

（道路交通法の一部改正）

第五十条　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第百七条の二中「を、又は外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第四条第一項の登録を受けている者が出入国管理及び難民認定法」を「、同法」に、「若しくは同法」を「同法第二十六条の二第一項（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第二十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により出入国管理及び難民認定法第二十六条第一項の規定による再入国の許可を受けたものとみなされる場合を含む。）又は出入国管理及び難民認定法」に改める。

（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正）

第五十一条　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第七十四条の三第三項第一号中「第七十三条の二第一項」を「第七十三条の二」に、「同項」を「同条」に改め、同項第三号中「第七十三条の二第一項」を「第七十三条の二」に改める。

第五十二条　障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を次のように改正する。

第七十四条の三第三項第一号中「第七十三条の二」を「第七十三条の二第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同項第三号中「第七十三条の二」を「第七十三条の二第一項」に改める。

（雇用対策法の一部改正）

第五十三条　雇用対策法の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第七十三条の二第二項」を「第二十四条第三号の四イ」に改める。

第二十九条中「又は外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）」を削る。